

令和 7 年 11 月 10 日

皆様へ

旧認定事業者：株式会社エヌアールケー

代表取締役渡邊和男

東京都渋谷区東 2 丁目 23-12

新認定事業者：株式会社多摩川九州

代表取締役福永節也

福岡県福岡市早良区西新 6-9-30

【再生可能エネルギー発電設備所有者変更に伴う再エネ特措法における事前お知らせ】

※令和 7 年 6 月 12 日発行配布しておりました書面の説明不足分訂正版

拝啓

平素よりお世話になっております。

現在、豊前市八屋 2601-10 E に設置されております 2013 年 11 月 25 日より稼働中の太陽光発電システムを弊社が所有予定にしております。つきましては「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づきご案内させていただきました。本件につきましの概要は下記をご参照ください。

また、質問等ございましたら下記記載の連絡先へお願い致します。

皆様のご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

【太陽光発電設備】

認定申請事業者：株式会社多摩川九州

発電設備種類：太陽光発電設備 低圧電源

設置形態：野立設置

発電設備名称：豊前E発電所

発電設備出力：49.2 k w

設置住所：豊前市八屋 2601-10 E

災害時の活用可能性：パワーコンディショナーの自立運転機能はありません及び給電用コンセント無し

運転開始日：2013 年 11 月 25 日より稼働中。既存施設の事業譲渡の為、設置工事など工事の予定はございません。

発電所設置場所に係る土地賃借権その他の使用権原取得済み。

・再エネ発電事業の実施に当たって自治体等との間で締結した協定等はありません。〔施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号チ〕

【関係者情報】

新認定事業者名：株式会社多摩川九州

代表取締役 福永節也（他、役員無し）

主 な 出 資 者：福永節也

事業目的・概要：①再生可能エネルギーによる発電事業

②再生可能エネルギー発電設備を利用した電気の供給および販売業務

③再生可能エネルギー発電設備の調査・設計業務

④再生可能エネルギーに関する発電設備・システムの輸出入及び販売業務 など

【保守・監視実施体制】

発 電 事 業 者：株式会社多摩川九州

予定保守点検責任者：事業譲渡前と同じ

株式会社 S K Y メンテナンス

代表取締役福永節也

所 在 地：福岡県福岡市早良区西新 6-9-30-103 TEL:092-407-0795

事業目的・概要：①再生可能エネルギー発電設備の保守管理、運営

②再生可能エネルギー発電に関するコンサル業務

③住宅建物取引 など

委 託 内 容：遠隔監視システム導入。監視メンテナンス員週 1 度の監視、草刈り、清掃等管理業務。月 1 度の発電事業者への報告書提出。

【関係法令遵守状況】

・再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件許認可対象エリア（・森林法第 10 条の 2 第 1 項に規定する林地開発許可の取得対象となっている地域森林計画対象民有林・盛土規制法第 10 条第 1 項の規定により都道府県知事が指定した宅地造成等工事規制区域・盛土規制法第 26 条第 1 項の規定により都道府県知事が指定した特定盛土等規制区域・旧盛土規制法第 3 条第 1 項の規定により都道府県知事が指定した宅地造成工事規制区域・砂防法第 2 条の規定により国土交通大臣が指定した土地・地すべり等防止法第 3 条第 1 項の規定により主務大臣が指定した地すべり防止区域・地すべり等防止法第 4 条第 1 項の規定により主務大臣が指定したばた山崩壊防止区域・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の規定により都道府県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域）には該当しておらず手続きの必要はございません。

・「再生可能エネルギー発電所に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令に基づく許認可、届出等は該当エリアではない為取得手続き等はございません。（別紙：再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書参照）

・条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施にあたっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置にあたっての許認可・届出等は該当しておらず手続きの必要はございません。（別紙：再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書参照）

<施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号ロ>

法令遵守のための実施体制につきましては、保守点検責任者に定期的な・点検・管理・報告を委託し法

令遵守してまいります。

【事業の影響と予防措置】

1 安全面の影響及び予防措置

- ・斜面への設置はありません・防災施設の先行設置は既設の為設置はありません。
- ・盛土、切土は本事業発電所は行いません・排水対策エリアに該当しません
- ・地盤強度は傾斜、盛土、切土の予定はなく事業への影響はありません
- ・法面保護、斜面崩落防止エリアに該当しません
- ・設備設置は基礎及び上部構造で想定された地震、台風時の風圧荷重に対して十分な耐力を有し、かつ有害な沈下、傾斜などを起こさない設備設計としている
- ・施工後の管理の継続性は保守点検及び維持管理を保守点検責任者に任せ、定期的な設置場所の現地確認を行い、設置場所や周辺的安全確認を行い記録として保管しておく
- ・事業終了後は、設備(工作物)をすべて撤去し、土地を更地(原状回復)にします

2 景観面の影響及び予防措置

- ・景観に影響を与える客観的要素(再エネ発電設備の高さ、敷地境界線から設備までの距離、山頂・尾根線・丘陵地稜線、高台、傾斜地への設置)該当しません
- ・景観保護を目的とした予防措置等が規定されているエリアに該当しません

3 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置

- ・既設の事業譲渡の為、工事等の騒音振動はございません。発電設備稼働中の騒音振動に関しましては規制基準値内であり生活に影響はございません。(別紙：騒音振動について参照)
- ・水の汚れ濁りに関しましては、一般排水溝の設備を設けており当該施設運転開始(2013年11月)～現在に至るまで自然環境、生活面への影響は出でならず今後も影響はないものと思われます。
- ・反射光の影響が大きい施設等が存在せず、反射光等の影響はありません
- ・当該施設の雑草の繁茂に関しましては、害虫の発生や近隣地への繁殖を考慮し、事業譲渡後も運転開始日からと変わらず草刈り機による定期的な除草を行い周辺地域の住民の皆様の迷惑とならないよう今後も予防措置を講じます
- ・風車の陰による日照障害/温泉への影響/蒸気の噴出/流量等への影響/燃料保管、運搬等に伴う生活環境への影響/大気環境及び水環境への影響/生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全は本事業では該当しません

【再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去などについて】

廃棄費用総額：270万円程度

廃棄費用の算定方式：パネル、架台、基礎等の撤去費 16,500円/kw

パネル、架台、コンクリートガラ等廃棄費用 22,000円/kw

原状回復 80万程度

廃棄費用の積立開始時期：調達期間終了日から起算して10年前の日以降、最初の検針日

廃棄費用の積立終了時期：調達期間終了日

廃棄費用の毎月の積立単価：解体積立基準額 おおよそ1.68円/kWh

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関係法令への遵守体制等につきましては、当該施設の地面は、アスファルト舗装及びコンクリート舗装されていた敷地内にコンクリート基

礎を設置するために必要サイズをカッター切、堀削し施工したため清掃復旧の際は埋戻し土 10.6 m³、コンクリート 1.8 m³にて原状回復を行います。発生ガラ処分(コンクリートガラ等)の処分につきましては、産業廃棄物処理法に規定された運搬業者、処分業者への委託にて処分を行い廃棄物の排出を制御し、および廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

太陽光パネルのメーカー名、製造期間及び各含有率

メーカー名：Renesola

パネル型番：JC255M-24/Bb

製造期間：2011 年 1 月～2020 年 11 月製造終了

鉛：0.1wt%未満 カドミウム：0.1wt%未満 ヒ素：0.1wt%未満 セレン：0.1wt%未満

当事業所は国の認定を受理されて運転しています。認定を受けるためには使用するパネルは国の認証を受けなければいけません、当事業所は認証されたパネルを使用し国の基準を満たしており問題はありません。

設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類、排出見込量

太陽光パネル 3.92 t スクラップ 2.94 t コンクリートガラ 18.6 t

排出見込量 25～35 t 程度

・土地開発に係る許認可等に基づく、発電事業終了後の土地の原状回復義務は許認可のエリアに該当しておりません

周辺地域の住民の皆様へ

【質問募集フォーム】

募集期間：令和 7 年 11 月 10 日 ～ 令和 7 年 11 月 24 日

新事業者：株式会社多摩川九州 代表取締役福永節也

住 所：福岡県福岡市早良区西新 6-9-30

電話番号：092-832-6060

HP アドレス：<https://www.tmq.jp>

担当 戸田 M A I L：t_t_chi_t_t@yahoo.co.jp

受付時間：平日 9：00-17：00

ご質問等ありましたら、上記メールアドレスへお問い合わせをお願い致します。

再エネ特措法における事前お知らせ資料等は、株式会社多摩川九州の HP でもご確認いただけます。